

国立大学法人東京医科歯科大学における 行政機関等匿名加工情報取扱規則

平成 29 年 11 月 6 日
規則第 122 号

（目的）

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の定義は、法の定めるところによる。

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第 3 条 本学は、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下同じ。）を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき

3 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集）

第 4 条 本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第 108 条に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

2 前項の募集は、毎年度 1 回以上、当該募集の開始の日から 30 日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第 5 条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案を受け付けるときは、別紙様式第 1 号及び別紙様式第 2 号を提出させるとともに、次の各号に定める書類を提出させるものとする。

（1）提案をする者が個人である場合、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人で

あることを確認するに足りるもの

(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合、当該提案をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類

(4) 利用に供する事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

3 前項の規定は、代理人によって提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとし、前項に加え別紙様式第3号の委任状を提出させるものとする。

4 提出された書面若しくは書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

(2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第7条 学長は、第5条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとし、必要に応じて、当該文書を保有する部局等の長に意見を求めるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。

(1) 提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 特定される加工の方法が第10条第1項の基準に適合するものであること。

(4) 利用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 利用に供する事業の用に供しようとする期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点や、事業並びに利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止等適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 前項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる書類を添えて別紙様式第4号の通知書により通知するものとする。

(1) 別紙様式第5号（第11条第2項で準用する場合を含む。）により作成した第9条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申し込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

3 第1項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、別紙様式第6号の通知書により通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 学長は、個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第5条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該提案をする者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、前条第2項の通知をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該提案に係る個人情報の表示その他政令第24条第2項で定める事項を通知して、別紙様式第9号により意見書を提出する機会を与えることができる。

2 学長は、前項によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の通知に先立ち、当該第三者に対し、当該提案に係る個人情報ファイルの表示その他政令第24条第3項で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報ファイルに係る第5条第1項の提案について、前条第2項の通知をしようとする場合であって、当該情報が法第78条第2号ロ又は同上第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 別紙様式第7号

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報ファイルに係る第5条第1項の提案について、前条第1項の通知をしようとする場合であって、当該情報が同法第76条の規定による開示請求があったときに同法第7条の規定によらなければ開示できない情報に該当すると認められるとき。 別紙様式第8号

3 本法人は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が第5条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者は、別紙様式第5号を本学に提出し、本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第10条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするため以下の基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を

講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

(4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第11条 個人情報ファイル簿に行政機関等匿名加工情報の概要が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条第2項、第6条、第7条及び第9条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第5条中「別紙様式第1号」とあるのは「別紙様式第10号」と、第7条第2項中「別紙様式第4号」とあるのは「別紙様式第11号」と、第7条第3項中「別紙様式第6号」とあるのは「別紙様式第12号」と読み替えるものとする。

（手数料）

第12条 第9条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 第8条第1項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円

(3) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

3 前条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 第9条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 第9条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（取扱従事者の変更）

第13条 行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書記載事項について、契約者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応するものとする。

(1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更とまで言えないもの（行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）又は代理人の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合や取扱従事者の除外・追加・交代等）については、直ちに本学へ別紙様式第13号により届け出させる。

(2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更にあたるもの（利用期間の延長、利用目的の追加・変更等）については、第11条の規定に基づき、作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案を行わせる。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第14条 本学は、第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第6条各号（第11条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第15条 行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第10条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定める
- (2) この規則に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずる
- (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずる

2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第16条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（契約相手方への確認）

第17条 第9条の規定（第11条の規定により第9条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者から（以下「契約相手方」という。）行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼす恐れがある旨の報告を受けたときは、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

（個人情報保護委員会事務局への報告）

第18条 本学は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 前条の報告を受けたとき。
- (2) 次条において準用する個人情報管理規則第92条第3項及び第4項の報告をするとき。
- (3) 次条において準用する個人情報管理規則第92条第5条及び第93条の措置を講じたとき。
- (4) 契約相手方が第14条各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。

（他の規則の準用）

第19条 この規則に定めるもののほか、第15条に規定する行政機関等匿名加工情報等の適切な管理に関する事項については、個人情報管理規則の規定（第87条を除く。）を準用する。この場合において、個人情報管理規則中「保有個人情報」とあるのは「行政機関等匿名加工情報等」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成２９年１１月６日より施行し、平成２９年５月３０日から適用する。

附 則（令和元年１２月２７日規則第１３２号）

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２７日規則第４３号）

この規則は、令和５年３月２７日より施行し、令和４年４月１日から適用する。

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R
 - （2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov) 等において公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第 110 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足る事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

（ふりがな）
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律

第110条第3項

第116条第2項において
準用する第110条第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第111条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委任状

受任者 郵便番号
（ふりがな）
住所又は居所
（ふりがな）
氏 名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項・第116条第1項前段・第116条第1項後段、第113条及び第117条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
（ふりがな）
氏 名
（ふりがな）
住所又は居所
連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

東医歯 第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京医科歯科大学長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人東京医科歯科大学における行政機関等匿名加工情報取扱規則第9条に定める別紙様式第5号の「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

（1）納付すべき手数料の額

（2）手数料の納付方法

（3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け東医歯 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第113条

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第116条第2項で準用する

第113条

の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、年 月 日付け東医歯 第 号により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

東医歯 第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京医科歯科大学長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第116条第2項で準用する第112号第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

東医歯 第 号
年 月 日

保有個人情報を行政機関等匿名加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

国立大学法人東京医科歯科大学長

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第112条第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した行政機関等匿名加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、第78条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を行政機関等匿名加工情報へ加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「行政機関等匿名加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで行政機関等匿名加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している行政機関等匿名加工情報の概要
5. 意見書の提出先 国立大学法人東京医科歯科大学情報公開室
住所：
電話番号：
6. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

保有個人情報を行政機関等匿名加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

国立大学法人東京医科歯科大学長

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報に係る提案がなされました。

当該提案は、審査の結果、同法第112条第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した行政機関等匿名加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、第86条第2項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を行政機関等匿名加工情報へ加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「行政機関等匿名加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで行政機関等匿名加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
（区分）
（理由）
4. 上記個人情報ファイルの記録項目
5. 作成を予定している行政機関等匿名加工情報の概要
6. 意見書の提出先 国立大学法人東京医科歯科大学情報公開室
住所：
電話番号：
7. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

行政機関等匿名加工情報の提案に関する意見書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け東医歯 第 号「保有個人情報を行政機関等匿名加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

（1）自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを行政機関等匿名加工情報に加工して提供することによる反対意見の有無

（該当する項目にチェック）

☐無 ☐有（反対）

（2）その他

記載要領

1. 上記2.（2）の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
第 116 条第 1 項前段の規定に
第 116 条第 1 項後段

より、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R
 - （2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）第 115 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また、（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 116 条第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

東医歯 第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京医科歯科大学長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 1 2 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人東京医科歯科大学における行政機関等匿名加工情報取扱規則第 9 条に定める別紙様式第 5 号の「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

（1）納付すべき手数料の額

（2）手数料の納付方法

（3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

東医歯 第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京医科歯科大学長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 1 6 条第 2 項で準用する第 1 1 2 号第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）号第 1 1 6 条第 2 項で準用する法第 1 1 2 条第 1 項各号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）号第 1 1 6 条第 2 項で準用する法第 1 1 2 条第 1 項各号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

記載事項変更申出書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
2. 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記 1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記 2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。